

**令和4年度 都内における障害者虐待の状況**  
**(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)**

<b>1 養護者による障害者虐待についての対応状況等</b> .....	<b>2</b>
(1) 相談・通報件数(表1、表2) .....	2
(2) 相談・通報・届出者(表3) .....	2~3
(3) 事実確認の状況(表4、表5) .....	3~4
(4) 事実確認調査の結果(表6) .....	4
(5) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況(表7-1、表7-2) .....	4~5
(6) 虐待行為の類型(表8) .....	5
(7) 被虐待者の状況(表9~14) .....	5~7
(8) 虐待者の状況(表15~17) .....	7~8
(9) 虐待の発生要因や状況(表18-1、18-2) .....	8~9
(10) 虐待への対応策(表19~21) .....	9~10
(11) 虐待等による死亡事例.....	10
<b>2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等</b> .....	<b>11</b>
<b>2-1 市区町村等における対応状況等</b>	
(1) 相談・通報件数(表22、23) .....	11
(2) 相談・通報・届出者(表24) .....	11~12
(3) 市区町村における事実確認の状況(表25-1、25-2) .....	12~13
(4) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況(表26-1、26-2) .....	13
(5) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者への支援の見直しの状況(表27-1、27-2) .....	13~14
<b>2-2 障害者虐待の事実が認められた事例について</b>	
(1) 障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別(表28) .....	14~15
(2) 虐待行為の類型(表29) .....	15
(3) 被虐待者の状況(表30~32) .....	15~16
(4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況(表33~35) .....	16~17
(5) 虐待の発生要因(表36) .....	17
(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況(表37-1、表37-2) .....	18

(7) 虐待等による死亡事例	18
<b>3 使用者による障害者虐待についての対応状況等</b>	<b>19</b>
(1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数 (表38)	19
(2) 相談・通報・届出者 (表39)	19
(3) 都内の事業所において虐待の事実が認められた事例について (表40. 41)	19~20
<b>4 区市町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について (表42)</b>	<b>21</b>

## 1 養護者による障害者虐待についての対応状況等

### (1) 相談・通報件数 (表1、表2)

令和4年度、市区町村及び都で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、517件であった。令和3年度は401件であり、116件(28.9%)増加した

表1 相談・通報件数

	30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度
件数	347	349	371	401	517
増減	1 (0.3%)	2 (0.6%)	22 (6.3%)	30 (8.1%)	116 (28.9%)

市区町村が受け付けた件数が517件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数95.6%、委託している市区町村障害者虐待防止センターでの受理件数は4.4%であった。

表2 養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	市区町村における障害者虐待担当部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	市区町村障害者虐待防止センターでの受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	494	23	517
構成割合	95.6%	4.4%	100%
(注) 構成割合は、市区町村で受け付けた517件に対するもの。			

### (2) 相談・通報・届出者 (表3)

「施設・事業者の職員」が24.8%と最も高く、次いで「警察」が18.8%、「本人による届出」が17.4%であった。

表3 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	90	20	14	1	29	2	52	128	1	97
構成割合	17.4%	3.9%	2.7%	0.2%	5.6%	0.4%	10.1%	24.8%	0.2%	18.8%
	当該区市町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業者等	成年後見人等	その他	不明（匿名を含む）	合計				
件数	61	25	1	14	4	539				
構成割合	11.8%	4.8%	0.2%	2.7%	0.8%	-				

（注）構成割合は、相談・通報件数517件に対するもの。

（3）事実確認の状況（表4、表5）

市区町村の対応状況をみると、市区町村又は都において受け付けた相談・通報517件と昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例19件を加えた536件のうち、「事実確認調査を行った」が451件（84.1%）、「事実確認調査を行っていない」が85件（15.9%）であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は6件（1.3%）であった。

法第11条に基づく立入調査以外の実事確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が257件（57.8%）、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が188件（42.2%）であった。

事実確認を行っていない事例85件の内訳は「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が67件（78.8%）であった。

表4 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	451	84.1%
立ち入り調査（法第11条）以外の方法により事実確認調査を行った事例	445	(98.7%)
訪問調査により事実確認を行った事例	257	[57.8%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	188	[42.2%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認調査を行った事例	6	(1.3%)
（立入調査のうち）警察が同行した事例	3	[50%]
（立入調査のうち）警察に援助要請はせず、区市町村単独で実施した事例	3	[50%]
事実確認調査を行っていない事例	85	15.9%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	67	[78.8%]
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	1	[1.2%]
他部署等への引継ぎ	17	[20.0%]
合計	536	100%

（注）構成割合は、相談・通報件数517件と、前年度市区町村が検討中とした事例19件を加えた、536件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「障害福祉サービス等に関する相談や質問」が1.5%、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらないと考えられる事例」が28.4%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」49.3%、「その他」が20.9%であった。

表5 事実確認調査不要と判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
障害福祉サービス等に関する相談や質問	1	1.5%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	19	28.4%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	33	49.3%
その他	14	20.9%
(注) 構成割合は、事実確認調査不要と判断した事例67件に対するもの。		

#### (4) 事実確認調査の結果（表6）

事実確認調査の結果、市区町村が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」（以下、虐待判断事例という。）の件数は156件であり、事実確認調査を行った件数の34.6%を占めた。

表6 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	156	34.6%
虐待ではないと判断した事例	102	22.6%
虐待の判断に至らなかった事例	193	42.8%
合計	451	100%
(注) 構成割合は、事実確認調査を行った件数451件に対するもの。		

#### (5) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況（表7-1、表7-2）

表6「虐待ではないと判断した事例」及び「虐待の判断に至らなかった事例」に関する支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が86.1%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては「定期的な見守りの実施」が38.2%と最も高く、次いで「本人（相談者）や養護者に対する傾聴・助言」が37.8%、「本人（相談者）や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ」が35.0%であった。

表7-1 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	254	86.1%
現在の支援内容を継続することと現在の支援内容を継続することとした（支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった）	41	13.9%
合計	295	100.0%
（注）構成割合は、合計（虐待ではないと判断した事例+虐待の判断に至らなかった事例）295件に対するもの。		

表7-2 追加や見直しを行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
本人（相談者）や養護者に対する傾聴・助言	96	37.8%
本人（相談者）や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ	89	35.0%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	0	0.0%
新たに障害福祉サービスを利用	15	5.9%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	27	10.6%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	15	5.9%
定期的な見守りの実施	97	38.2%
その他	5	2.0%
（注）構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った254件に対するもの。		

以下、表6「市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例（以下、虐待判断事例という。）」の156件を対象に、虐待行為の累計や程度、被虐待者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

#### （6）虐待行為の種類（複数回答）（表8）

虐待行為の種類では、「身体的虐待」が66.0%と最も多く、次いで「心理的虐待」が28.2%、「経済的虐待」が17.9%、「放棄、放置」が11.5%、「性的虐待」が0.6%であった。

被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性では「身体的虐待」や「性的虐待」の割合が高く、逆に男性では「心理的虐待」「放置、放棄」「経済的虐待」の割合が高い。

※1件の事例に対し、複数の虐待行為の種類に該当する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数156件と一致しない。

表8 虐待行為の種類（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	103	1	44	18	28	194
構成割合	66.0%	0.6%	28.2%	11.5%	17.9%	-
（注）構成割合は、虐待判断事例件数156件に対するもの。						

#### （7）被虐待者の状況

以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表9、表10）

性別では「女性」が56.4%、「男性」が43.6%と「女性」が全体の6割弱を占めていた。年齢階級別では「50～59歳」が28.8%と多く、次いで「20～29歳」および「40～49歳」が20.5%であった。

表9 被虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	68	88	156
構成割合	43.6%	56.4%	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数156人に対するもの。

表10 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	5	32	18	32	45	20	4	0	156
構成割合	3.2%	20.5%	11.5%	20.5%	28.8%	12.8%	2.6%	0.0%	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数156人に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表11）

被虐待者の障害種別では、「知的障害」が44.2%と最も多く、次いで「精神障害」が39.1%、「身体障害」が28.2%であった。

※1名の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者数156名と一致しない。

表11 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	合計
人数	44	69	61	1	4	1	180
構成割合	28.2%	44.2%	39.1%	0.6%	2.6%	0.6%	-

(注) 構成割合は、被虐待者数156人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表12）

被虐待者156名のうち、行動障害があるものが全体の23.7%を占めていた。

表12 被虐待者の行動障害の有無

	強い行動障害がある	認定調査を受けてはいないが、強い行動障害がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	15	6	16	118	1	156
構成割合	9.6%	3.8%	10.3%	75.6%	0.6%	100%

(注) 構成割合は、被虐待者156名に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）（表13）

被虐待者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が57.7%と最も多く、「自立支援医療」が29.5%であった。サービスの利用がない者は26.3%であった。

※1人の被虐待者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数156名と一致しない。

表13 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市区町村及び都道府県が実施する事業	成年後見制度	日常生活自立支援事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	90	0	46	33	4	3	1	9	41	1	228
構成割合	57.7%	0.0%	29.5%	21.2%	2.6%	1.9%	0.6%	5.8%	26.3%	0.6%	-

(注) 構成割合は、被虐待者156名に対するもの。

オ. 虐待者との同居・別居の状況（表14）

「虐待者との同居」が82.1%を占めている状況であった。

表14 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者との同居	虐待者との別居	その他	不明	合計
件数	128	25	2	1	156
構成割合	82.1%	16.0%	1.3%	0.6%	-

(注) 構成割合は、被虐待者156名に対するもの。

(8) 虐待者の状況

1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数156件に対し虐待者数は169人であった。以下、虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表15、表16）

虐待者の性別では、「男性」が61.5%、「女性」が38.5%と、「男性」が全体の6割強を占めていた。年齢別階級では、「60歳以上」が43.2%と最も多く、次いで「50～59歳」が29.6%「40～49歳」が13.0%の順であった。50歳以上の虐待者が全体の7割強を占めていた。

表15 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	104	65	0	169
構成割合	61.5%	38.5%	0.0%	100%

(注) 構成割合は、虐待者数169人に対するもの。

表16 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	1	9	10	22	50	73	4	169
構成割合	0.6%	5.3%	5.9%	13.0%	29.6%	43.2%	2.4%	100%

(注) 構成割合は、虐待者数169人に対するもの。

イ. 被虐待者からみた虐待者の続柄 (表17)

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「母」が25.4%と最も多く、次いで「父」が23.1%、「兄弟」が18.3%、「夫」が10.1%、「その他」6.5%の順であった。

表17 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者 (嫁)	娘の配偶者 (婿)
人数	39	43	17	7	5	4	0	0
構成割合	23.1%	25.4%	10.1%	4.1%	3.0%	2.4%	0.0%	0.0%
	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計	
人数	31	10	2	0	11	0	169	
構成割合	18.3%	5.9%	1.2%	0.0%	6.5%	0.0%	100%	

(注) 構成割合は、虐待者数169人に対するもの。

(9) 虐待の発生要因や状況 (複数回答) (表18-1、表18-2)

市区町村等職員が判断した虐待者側の要因では、「虐待者が虐待として認識していない」が55.1%で最も多く、次いで「虐待者の介護疲れ」が32.7%となっている。

一方、被虐待者側の要因としては「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が34.0%で最も多く、「被虐待者の行動障害」も16.7%を占めている。

家庭環境の要因としては、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が64.1%と最も多く、次いで「家庭における経済的困窮 (経済的問題)」も16.7%となっている。

表18-1 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況 (複数回答)

	虐待者側							
	虐待者の介護 疲れ	虐待者の知識 や情報の不足	虐待者の飲酒 やギャンブル 等への依存の 影響	虐待者の介護 等に関する強 い不安や悩 み・介護スト レス	虐待者が過去 に虐待を行っ たことがある	虐待者が虐待 と認識してい ない	虐待者の障 害、精神疾患 や強い抑うつ 状態	虐待者側のそ 他の要因
件数	51	48	13	48	16	86	23	9
構成割合	32.7%	30.8%	8.3%	30.8%	10.3%	55.1%	14.7%	5.8%

(注) 構成割合は、被虐待者156名に対するもの。

表18-2 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	被虐待者側			家庭環境			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
件数	53	26	8	100	26	18	2
構成割合	34.0%	16.7%	5.1%	64.1%	16.7%	11.5%	1.3%
(注) 構成割合は、被虐待者156名に対するもの。							

(10) 虐待への対応策

ア. 分離の有無（表19）

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は48名（30.8%）であった。一方で、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない）」は76名（48.7%）であった。

表19 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	48	30.8%
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない被虐待者数）	76	48.7%
もともと虐待者とは別居の被虐待者数	25	16.0%
その他	2	1.3%
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	5	3.2%
合計	156	100%
(注) 構成割合は、被虐待者156名に対するもの。		

イ. 分離の有無に関わらず行った対応の内訳（複数回答）（表20）

分離の有無に関わらず行った対応は、「養護者に対する助言・指導」が53.0%と最も多く、「再発防止のための定期的な見守地の実施」が38.4%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が19.9%、「被虐待者があら兄障害福祉サービスを利用」が15.9%、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」が9.9%であった。

表20 分離の有無に関わらずおこなった対応の内訳（複数回答）

	人数	構成割合
養護者に対する助言・指導（介護負担軽減等のための事業参加に至った事例を除く）	80	53.0%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	1	0.7%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	24	15.9%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	30	19.9%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	15	9.9%
再発防止のための定期的な見守りの実施	58	38.4%
その他	9	6.0%
合計	217	

（注）構成割合は、「現在対応について検討・調整中」の被虐待者数5人を除く151人に対するもの。

ウ. 分離を行った事例における対応の内訳（表21）

ア. のうち、分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が47.9%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が25.0%、「その他」が14.6%、「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が8.3%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由」が4.2%の順であった。

表21 分離を行った事例における対応の内訳

	人数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	23	47.9%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	2	4.2%
措置による分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	1	(50.0%)
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	4	8.3%
医療機関への一時入院	12	25.0%
その他	7	14.6%
合計	48	100%
分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	14	29.2%

（注）構成割合は、分離を行った被虐待者数48人に対するもの。

エ. 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「新たに成年後見制度を利用開始済み」が7人、「利用手続き中」が7名、これらを合わせた14名のうち、市町村長申立の事例は7名(50.0%)を占めていた。

また、「新たに日常生活自立支援事業の利用開始」は0名であった。

(1) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は0件であった。

## 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

### 2-1 区市町村等における対応状況等

#### (1) 相談・通報件数（表22、表23）

令和4年度、市区町村及び都で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、428件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が417件、都道府県が受け付けた件数が11件であった。

表22 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度
件数	271	276	307	329	428
増減	44 (19.4%)	5 (1.8%)	31 (11.2%)	22 (7.2%)	99 (30.1%)

市区町村が受け付けた件数417件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数は95.4%、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受理件数は4.6%であった。

表23 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	市区町村における障害者虐待担当部署での受理件数数 (障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センターでの受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	398	19	417
構成割合	95.4%	4.6%	100.0%

(注) 構成割合は、市区町村で受け付けた417件に対するもの。

#### (2) 相談・通報・届出者（表24）

「当該施設・事業所\_設置者・管理者」、「当該施設・事業所\_その他の職員」が18.0%と最も多く、次いで「本人による届出」による通報が12.1%、「家族・親族」による通報が9.1%であった。また、当該施設・事業所に着目すると、「サービス管理責任者」「サービス提供責任者」「児童発達支援管理責任者」からの通報の合計は6.5%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数428件に対する割合を記載している。

表24 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所職員			
									サービス管理責任者	サービス提供者	児童発達支援管理責任者	その他の職員
件数	52	39	9	0	5	2	35	77	24	3	1	77
構成割合	12.1%	9.1%	2.1%	0.0%	1.2%	0.5%	8.2%	18.0%	5.6%	0.7%	0.2%	18.0%
	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	他の施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	31	2	0	21	28	1	2	2	1	8	16	436
構成割合	7.2%	0.5%	0.0%	4.9%	6.5%	0.2%	0.5%	0.5%	0.2%	1.9%	3.7%	-

(注) 構成割合は、相談・届出件数428件に対するもの。

(3) 市区町村における事実確認の状況（表25-1、表25-2）

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報417件、都道府県から連絡のあった11件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例13件の計441件うち、「事実確認調査を行った」が382件（86.6%）、「事実確認調査を行っていない」が33件（7.5%）であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は101件（26.4%）である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が107件（28.0%）、「虐待の判断に至らなかった事例」が174件（45.5%）であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が26件（78.8%）、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が5件（15.2%）であった。

表25-1 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	382	86.6%
虐待の事実が認められた事例	101	(26.4%)
虐待の事実が認められなかった事例	107	(28.0%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	174	(45.5%)
事実確認調査中の事例（虐待の有無の判断は次年度）	26	5.9%
事実確認調査を行っていない事例	33	7.5%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	26	(78.8%)
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例(確認中を含む)	5	(15.2%)
都道府県へ事実確認調査を依頼	0	(0.0%)
その他	2	(6.1%)
合計	441	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数（市区町村が直接受け付けた件数417件、都から市区町村へ連絡された件数11件（同一事例で複数の市区町村に連絡された事例件数を含む）、昨年度、市区町村において検討中だった事例13件）の合計441件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまらなると考えられる事例」が7.7%、「サービスに対する苦情等と考えられる事例」が11.5%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が42.3%、「その他」が42.3%であった。

表25-2 事実確認調査不要と判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらなると考えられる事例	2	7.7%
サービスに対する苦情等と考えられる事例	3	11.5%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	11	42.3%
その他	11	42.3%

（注）構成割合は、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例26件に対するもの。

（4）支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況（表26-1、表26-2）

表36-1「虐待の事実が認められた事例」に関する被虐待者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が57.4%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が58.6%と最も高く、次いで「サービス等利用計画を見直した」が34.5%であった。

表26-1 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	58	57.4%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった)	41	40.6%
支援内容の変更・継続や追加・見直しを検討中	2	2.0%
合計	101	—

（注）構成割合は、虐待の事実が認められた事例101件に対するもの。

表26-2 追加や見直しを行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	1	1.7%
サービス等利用計画を見直した	20	34.5%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	2	3.4%
定期的な見守りの実施	34	58.6%
その他の保護(病院への一時入院等)	2	3.4%
その他	3	5.2%

（注）構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った58件に対するもの。

（5）支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者に行った支援の状況（表27-1、表27-2）

表25-1「虐待の事実が認められなかった事例」「虐待の判断に至らなかった事例」に関する利

利用者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が51.6%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が62.8%と最も高く、次いで「利用者に対する傾聴・助言」が46.9%であった。

表27-1 支給決定自治体として虐待があった施設・事業所に行った再発防止に向けた支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	145	51.6%
現在の支援内容を継続することとした（支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった）※支援状況不明を含む	118	42.0%
支援内容の変更・継続や追加・見直しを検討中、または不明	18	6.4%
合計	281	100.0%

（注）構成割合は、合計（虐待の事実が認められなかった事例+虐待の判断に至らなかった事例）281件に対するもの。

表27-2 再発防止に向けた支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
利用者に対する傾聴・助言	68	46.9%
サービス等利用計画を見直した	8	5.5%
定期的な見守りの実施	91	62.8%
その他	11	7.6%

（注）構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った145件に対するもの。

## 2-2 障害者虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた89件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の類型、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

### （1）障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別（表28）

「共同生活援助」が39.3%と最も多く、次いで「生活介護」が19.1%、「障害者支援施設」が13.5%、「就労継続支援B型」が10.1%の順であった。

表28 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	12	13.5%
居宅介護	2	2.2%
重度訪問介護	4	4.5%
同行援護	1	1.1%
生活介護	17	19.1%
短期入所	4	4.5%
就労継続支援B型	9	10.1%
共同生活援助	35	39.3%
移動支援	1	1.1%
放課後等デイサービス	4	4.5%
合計	89	100.0%

(注) 構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事案件数89件に対するもの。

## (2) 虐待行為の種類（複数回答）（表29）

虐待行為の種類（複数回答）は、「心理的虐待」が51.7%と最も多く、次いで「身体的虐待」が46.1%、「性的虐待」が10.1%であった。なお、「身体的虐待」のうち身体拘束を含むものは9件であった。

表29 虐待行為の種類（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	41	7	46	7	7	108
構成割合	46.1%	7.9%	51.7%	7.9%	7.9%	—

(注) 構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事案件数89件に対するもの。

## (3) 被虐待者の状況

被虐待者の性別及び年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待者が特定できなかった等の1件を除く、88件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の種類、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。なお、1件の事例で被虐待者が複数の場合があるため、88件の事例に対し被虐待者数は108件であった。以下、被虐待者の属性等について整理した。

### ア. 被虐待者の性別及び年齢（表30、表31）

性別については、「男性」が69.4%、「女性」が30.6%と、全体の約7割が「男性」であった。

年齢については、「30～39歳」が28.7%、「20～29歳」が24.1%、「40～49歳」が19.4%、「50～59歳」が14.8%、「～19歳」が6.5%であった。

表30 被虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	75	33	108
構成割合	69.4%	30.6%	100.0%

(注) 被虐待者が特定できなかった1件を除く88件の事例を集計。

表31 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人数	7	26	31	21	16	2	5	108
構成割合	6.5%	24.1%	28.7%	19.4%	14.8%	1.9%	4.6%	100.0%

(注) 被虐待者が特定できなかった1件を除く88件の事例を集計。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表32）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が82.4%と最も多く、次いで「身体障害」が29.6%、「精神障害」が11.1%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数108人と一致しない。

表32 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	合計
人数	32	89	12	0	0	1	134
構成割合	29.6%	82.4%	11.1%	0.0%	0.0%	0.9%	—

(注) 構成割合は被虐待者108人に対するもの。

(4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢及び職種について、89件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、89件の事例に対し虐待者数は101人であった。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表33、表34）

「男性」が72.3%、「女性」が26.7%であった。年齢については、「50～59歳」が25.7%と最も多く、次いで「60歳以上」が18.8、「40～49歳」が15.8%であった。

表33 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	73	27	1	101
構成割合	72.3%	26.7%	1.0%	100.0%

(注) 構成割合は、虐待者101人に対するもの。

表34 虐待者の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	4	8	16	26	19	28	101
構成割合	4.0%	7.9%	15.8%	25.7%	18.8%	27.7%	100.0%

(注) 構成割合は、虐待者101人に対するもの。

イ. 虐待者の職種 (表35)

「生活支援員」が40.6%、「サービス管理責任者」「世話人」が12.9%、「管理者」「その他従事者」が7.9%であった。

表35 虐待者の職種

	件数	構成割合
サービス管理責任者	13	12.9%
管理者	8	7.9%
設置者・経営者	3	3.0%
看護職員	1	1.0%
生活支援員	41	40.6%
就労支援員	3	3.0%
世話人	13	12.9%
児童指導員	4	4.0%
訪問支援員	1	1.0%
居宅介護従業者	1	1.0%
重度訪問介護従業者	2	2.0%
同行援護従業者	3	3.0%
その他従事者	8	7.9%
合計	101	100.0%

(注) 構成割合は、虐待者101人に対するもの。

(5) 虐待の発生要因 (複数回答) (表36)

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が79.8%で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が52.8%、「倫理観や理念の欠如」が51.7%であった。

表36 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	71	79.8%
職員のストレスや感情コントロールの問題	47	52.8%
倫理観や理念の欠如	46	51.7%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	35	39.3%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	17	19.1%

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表37-1、表37-2）

市区町村又は都が、虐待の事実が認められた事例89件のうち、行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等は、「施設・事業所に対する指導」が55件、「改善計画の提出依頼」が72件、「虐待を行った施設従事者等への注意・指導」が27件であった。

表37-1 市区町村による指導等（複数回答）

		件数
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導	55
	改善計画の提出依頼	72
	虐待を行った障害者福祉施設従事者等への注意・指導	27

市区町村又は都が、虐待の事実が認められた事例に対して障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が22件であった。その他都等による一般指導は34件であった。

表37-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

		件数
当該施設等における改善措置（複数回答）	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	22
	改善勧告	0
	改善勧告に従わない場合の公表	0
	改善命令	0
	指定の効力の全部又は一部停止	0
	指定取消	7
	合計	29
	一般指導	34

(7) 虐待等による死亡事例

施設従事者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は1件であった。

「短期入所」における事例で、被虐待者の性別は「男性」、年齢は「30～34歳」、障害種別は「知的障害」であった。虐待者は1人、性別は「男性」、職名又は職種は「生活支援員」であった。虐待の行為の類型は「身体的虐待」であった。

### 3 利用者による障害者虐待についての対応状況等

#### (1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数（表38）

令和4年度、市区町村及び都で受け付けた利用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は65件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が44件、都が受け付けた件数が21件であった。

表38 相談・通報件数

	30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度
件数	55	62	64	67	65
増減	20 (57.1%)	7 (12.7%)	2 (3.2%)	3 (4.7%)	△2 (△3.0%)

#### (2) 相談・通報・届出者（表39）

「本人による届出」が60.0%と最も多く、次いで「家族・親戚」「障害者福祉施設従事者等」による通報が9.2%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数65件に対する割合を記載している。

表-39 相談・通報・届出者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	障害者福祉施設従事者等	就業・生活支援センター
件数	39	6	2	0	1	0	0	6	0
構成割合	60.0%	9.2%	3.1%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	9.2%	0.0%

	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該市区町村行政職員	居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	1	2	1	4	0	0	1	6	69
構成割合	1.5%	3.1%	1.5%	6.2%	0.0%	0.0%	1.5%	9.2%	-

（注）構成割合は、相談・通報件数65件に対するもの。

#### (3) 都内の事業所において虐待の事実が認められた事例について

東京労働局での対応件数75件のうち、事実確認を行う必要がある事例として都から東京労働局へ報告し、東京労働局において事実確認等の対応を行った結果、虐待の事実が認められた事業所1件あった。それに対し、東京労働局において案件を把握し、虐待の事実が認められた事例が31件あった。

以下、合計32か所の事例を対象に、虐待の種別・類型、被虐待障害者の状況について集計を行った。

ア. 虐待行為の種類（複数回答）（表40）

虐待行為の種類（複数回答）は、「経済的虐待」が87.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が9.4%、「放棄、放置」が6.3%であった。

表40 虐待行為の種類（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	0	0	3	2	28	33
構成割合	0.0%	0.0%	9.4%	6.3%	87.5%	—

（注）構成割合は、虐待判断事例件数32件に対するもの

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表41）

被虐待者の障害の種別では、「身体障害」が32.8%と最も多く、次いで「精神障害」が25.4%、「知的障害」が17.9%であった。

表41 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明	合計
人数	22	12	17	2	0	14	67
構成割合	32.8%	17.9%	25.4%	3.0%	0.0%	20.9%	—

（注）構成割合は、被虐待者67人に対するもの。

## 4 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村における障害者虐待防止対策のための体制整備等の状況は以下の通りである。

表42 市区町村における体制整備等に関する状況（令和4年度末）

		実施済み	未実施	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市町村数	53	9	
	構成割合	85.5%	14.5%	
住民への通報義務の周知	市町村数	49	13	
	構成割合	79.0%	21.0%	
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市町村数	54	8	
	構成割合	87.1%	12.9%	
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市町村数	46	16	
	構成割合	74.2%	25.8%	
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市町村数	39	23	
	構成割合	62.9%	37.1%	
障害者福祉施設及び障害者福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市町村数	45	17	
	構成割合	72.6%	27.4%	
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市町村数	15	47	
	構成割合	24.2%	75.8%	
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市町村数	39	23	
	構成割合	62.9%	37.1%	
うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	市町村数	20	42	
	構成割合	32.3%	67.7%	
	うち、他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施	児童虐待防止のネットワークと一体的に実施している	8	54
		構成割合	12.9%	87.1%
		高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施している	16	46
		構成割合	25.8%	74.2%
		配偶者暴力防止のネットワークと一体的に実施している	8	54
		構成割合	12.9%	87.1%
	生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	9	53	
	構成割合	14.5%	85.5%	
差別解消法による相談窓口と一体的に実施している	21	41		
構成割合	33.9%	66.1%		
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	41	21	
	構成割合	66.1%	33.9%	
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	35	27	
	構成割合	56.5%	43.5%	
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	33	29	
構成割合	53.2%	46.8%		
法に定める警察署長に対する援助要請等、警察との協力体制の確保	市町村数	29	33	
	構成割合	46.8%	53.2%	
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市町村数	39	23	
	構成割合	62.9%	37.1%	
緊急時の受入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市町村数	43	19	
	構成割合	69.4%	30.6%	
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	37	25	
	構成割合	59.7%	40.3%	
	業務指針の作成	25	37	
	構成割合	40.3%	59.7%	
	対応フロー図の作成	40	22	
構成割合	64.5%	35.5%		
事例集の作成	市町村数	6	56	
	構成割合	9.7%	90.3%	
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市町村数	27	35	
	構成割合	43.5%	56.5%	
「保育所等」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	16	46	
	構成割合	25.8%	74.2%	
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	18	44	
	構成割合	29.0%	71.0%	
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	17	45	
構成割合	27.4%	72.6%		
市町村数	13	49		
構成割合	21.0%	79.0%		
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービス利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市町村数	18	44	
	構成割合	29.0%	71.0%	